

名 称	能美市町会又は町内会街灯(防犯灯)設置補助金交付要綱 (抜粋)	
目 的	交通安全や犯罪の防止など市民の安全で安心なまちづくりの推進のために、各町会又は町内会において設置する街灯(防犯灯)整備のための工事費に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるもの	
<p>(交付基準)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助は、町会・町内会が設置する街灯（防犯灯）に対して行なう。 2. 整備をしようとする町会・町内会は、事前に補助申請を市に提出しなければならない。 <p>(補助対象経費及び補助額)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 補助金交付の対象となる経費及び補助額は、別表1のとおりとする。 ただし、市外事業者の利用については、周囲に施工可能な事業者がないなど市長が特に認めた場合はこの限りでない。 2. 補助金の額は、1,000円未満を切り捨てるものとする。 3. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は補助の対象としない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 別表2の設置間隔を下回る場合。 (2) 蛍光灯及び水銀灯の電球のみを交換する場合。 <p>(事務担当)</p> <p>この要綱に基づく補助金に関する事務は、市民生活部生活環境課（TEL：58-2217、場所：本庁舎2階）で担当する。</p>		
電子申請はこちらのURLもしくはQRコードから申請して下さい		
<p>【URL】</p> <p>https://apply.e-tumo.jp/city-nomi-ishikawa-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1372</p>	<p>【QRコード】</p> 	

※平成17年4月1日から施行

※令和3年4月1日改正

※令和7年4月1日改正

別表 1

区分	補助額	
	市内事業者を利用した場合	市外事業者を利用した場合
街灯（防犯灯）の新設及び取替え及び修繕に要した費用のうち、灯具にかかる経費（電力会社等への申請料金を含む）	経費の2分の1の額	経費の4分の1の額
街灯（防犯灯）の新設及び取替え及び修繕に要した費用のうち、灯具以外にかかる経費	経費の3分の1の額	経費の6分の1の額
公共性の高い地域において、地域のシンボル等の活用やまち並みの整備など地域活性化及び地域のイメージアップにつながるデザイン性の高い街灯（防犯灯）の新設、取替え及び修繕に要した経費（電力会社等への申請料金を含む。）	経費の3分の2の額	経費の3分の1の額

別表 2

区分	設置間隔
従来型街灯(防犯灯) 20ワットに相当するLED街灯	約16メートル
従来型街灯(防犯灯) 40ワットに相当するLED街灯	約21メートル
従来型街灯(防犯灯) 80ワットに相当するLED街灯	約29メートル
従来型街灯(防犯灯) 100ワットに相当するLED街灯	約37メートル